

文教福祉常任委員会会議録

令和3年9月1日

寒川町議会

出席委員 岸本委員長、橋本副委員長
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、
横手委員
佐藤（一）議長

説明者 伊藤学び育成部長、宮崎子育て支援課長、徳江主幹、赤井副主幹
案 件

（付託議案）

1. 議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 議案第49号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 あと、ここで委員の皆様にご要望がございまして、マスクの影響もありまして、音声聞き取りづらいという声がございますので、口にマイクを近づけて発言をよろしくお願いいたします。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 おはようございます。これより学び育成部からの付託議案1、議案第48号寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご審議をお願いいたします。こちらの条例改正についてですが、本会議でも申し上げましたとおり、内閣府令の改正を踏まえ、しかるべき時期に改正していなければならなかった内容が含まれてございます。今回の上程となったことにつきましては、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、内容につきまして宮崎子育て支援課長よりご説明申し上げます。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 おはようございます。それでは、議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明させていただきます。本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

今回の条例一部改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、いわゆる国の基準の一部を改正する内閣府令が本年8月2日に公布されたことに伴い、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める町の条例に所要の措置を講ずるもので、合わせて、今、部長が申し上げたとおり、これまでの内閣府令の一部改正の内容で町の条例に反映されていない部分がございますので、所要の措置を講ずるものでございます。内閣府令の改正を踏まえたしかるべき時期に改正していなかったこと、また今回の議案上程となったことにつきましては、誠に申し訳ございませんでした。

なお、改正していなかった内容につきましては、そのことで事業者等への影響というものは生じていなかったと認識してございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。タブレット資料01-2 参考資料、寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要についてをご覧ください。今回の改正内容につきましては、大きく2つございまして、1つは、本年8月2日に公布された内閣府令の内容としまして、デジタル化の推進に伴い保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定されているものについて、事業者の業務負担軽減や保護者の利便性向上等を図る観点から、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するとともに、従来から記載のあった電磁的記録により作成されている場合の諸規定を削るというもので、資料の改正の概要①がこれに当たります。

もう一つは、これまでの内閣府令の内容としまして、主に特定地域型保育事業の実施に当たって事業者に求められている特定教育・保育施設との連携に関するもろもろの規定について、待機児童解消を促進する観点から様々な緩和を図る内容とするもので、そのほかに字句の整理など所要の整理を行うものでございます。資料の改正の概要②から⑧が該当いたします。

それでは、合わせてタブレット資料01-1の17分の8ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。目次の改正は、国の基準に対して電磁的記録に関する包括的な内容が雑則として新たな章立てで加えられたことから、町の基準においても、新たに第4章として第53条を内容とする雑則を加えるものでございます。

次に、第5条の改正は、今申し上げた電磁的記録に関する包括的な内容を新たに加えることに伴い、第5条第2項から、次のページの第6項までを削るものでございます。

続いて、新旧対照表2ページから3ページにかけて、第8条の改正は、特定教育・保育施設が受給資格等の確認において支給認定書の交付を受けていない保護者には、必要に応じて子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知で確かめるものとするものでございます。

次に、第38条の改正は、現行において特定地域型保育事業者が行う利用申込者への重要事項の説明など、第1項の規定による文書の交付についての準用規定を定める第2項を、第5条第2項から第6項ま

でを削ることに伴い、第38条から削るものでございます。

次に、第42条第1項本文の改正は、特定地域型保育事業者という用語の定義として第42条に新たに加える第5項までに使う場合も同じ定義とする条文の整理でございます。

次に、新旧対照表4ページの第42条第1項第2号の改正は、代替保育という用語の定義として同条中で使われる場合は同じ定義とする条文の整理でございます。

続いて、第42条第1項第3号の改正は、満3歳未満保育認定子どもという用語の定義として第42条に新たに加える第4項第1号で使う場合も同じ定義とする条文の整理でございます。

次に、改正案の第42条第2項の改正は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合に、代替保育について連携協力を行う者との役割分担及び責任の所在が明確化されていることと、連携協力を行う者の本来業務遂行に支障がないこと、この2つを満たすと認めるときは、第42条第1項第2号の代替保育の提供の規定を適用しないことができるという内容を加えるものでございます。

新旧対照表4ページから5ページにかけて、同じく第42条第3項の改正は、ただいまの第42条第2項における連携協力を行う者について、その代替保育の提供場所が当該特定地域型保育事業者が保育を行う事業実施場所以外である場合は、小規模保育事業A型、もしくはB型、または事業所内保育事業を行う者とし、事業実施場所で提供される場合は、今申し上げた小規模保育事業A型事業者等々と同等の能力を有すると町長が認める者とするという内容を加えるものでございます。

次に、同じく第42条第4項の改正は、児童福祉法に基づく保育所等の利用調整を行うに当たって、特定地域型保育事業の利用乳幼児の満3歳以降における教育・保育の提供について、町長が必要な措置を講じているときや、満3歳以降における教育・保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、特定地域型保育の提供終了に際して、引き続き連携施設での教育・保育を提供するよう定めた同条第1項第3号の規定を適用しないことができるという内容を加えるものでございます。

新旧対照表5ページから6ページにかけて、同じく第42条第5項の改正は、ただいまの第42条第4項の改正の第2号、連携施設の確保が著しく困難であるときについては、特定地域型保育事業者は同条第1項第3号の事項に係る連携協力を行う施設、または事業所として、企業主導型保育事業に係る施設、もしくは地方自治体から運営費補助を受けている認可外保育施設で入所定員が20人以上のもの、または国家戦略特別区域小規模保育事業所で町長が適当と認める者を確保しなければならないという内容を加えるものでございます。

6ページに参りまして、同じく第42条第6項の改正は、第42条第1項に関連して新たな内容の第2項から第5項を加える改正に伴って、現行の第42条第2項を同条第6項とし、条文の整理を図るものでございます。

次に、同じく第42条第7項の改正は、第6項と同様に現行の第3項を第7項とするとともに、新たに設ける第42条第8項において保育所型事業所内保育事業という用語を使用することから、その字句を加えるものでございます。

続きまして、同じく第42条第8項の改正は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者に関して町長が適当と認める者については、連携施設の確保をしないことができるという内容

を加えるものでございます。

7ページをご覧いただきまして、改正案の第42条第9項は、現行の「第4項」を「第9項」に改めるものでございます。

次に、改正案の第4章雑則につきましては、国の基準に新たに電磁的記録に関する内容が新しい章として加えられたことから、同様の内容を第53条として加えるものでございます。

改正案の第53条第1項の改正は、特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業者が記録作成、保存等をするもののうち、この条例の規定で書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができるという内容を加えるものでございます。

新旧対照表7ページから8ページにかけまして、同じく第53条第2項の改正は、書面等の交付、または提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、同項各号に掲げる電磁的方法により提供することができるという内容を加えるものでございます。

8ページに参りまして、同じく第53条第3項の改正は、ただいまの同条第2項各号による電磁的方法について、受信した保護者がファイルへの記録を出力することによって文章を作成することができるものでなければならないという内容を加えるものでございます。

新旧対照表8ページから9ページにかけての同じく第53条第4項の改正は、先ほどの同条第2項の規定により記載事項を提供しようとするときに、あらかじめ保護者に所定の事項を示して承諾を得なければならないという内容を加えるものでございます。

9ページの同じく第53条第5項は、ただいまの同条第4項の規定により電磁的方法により、提供する承諾を得た特定教育・保育施設等が、保護者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出を受けたときは、それをしてはならないという内容を加えるものでございます。

次に、同じく第53条第6項は、同条第2項から第5項までの規定をこの条例の規定による書面等による同意の取得について準用する旨と、その場合における字句の読替えについて加えるものでございます。

10ページをご覧ください。制定附則第4条、連携施設に関する経過措置の改正は、条例制定時の経過措置として、特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる場合やその期間について定められているところでございますが、先ほど改正案第42条第8項で、連携施設の確保をしないことができるとした特例保育所型事業所内保育事業者をこの条での特定地域型保育事業者から除くことを加え、経過措置の期間を条例施行の日から起算して10年に改めるものでございます。

最後に、改正附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【岸本委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、特定教育・保育施設ですけど、現状寒川町内に幾つ対象の事業施設があるのかを確認します。あとそれと、今回の条例改正ですけど、事業者が申請手続と、それからあと保護者の電磁的というインターネットとか、そういうもので申請ができるということになると思うんですけど、これに関して保護者の方からの申請というのは楽になると思うんですけど、事業者の申請に関して、事業者に対しての申請した後もいろんな現地の確認とか、そういうものはどうなっ

いるのかお聞きします。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、1点目の町内に幾つ事業所があるのかというところで、事業所の数については該当するものは2つでございます。それから2点目でございますが、今回の改正で電磁的申請を受けた後の確認等はどうなるのかというような部分のご質問ですが、現状ここで改正して、できる規定という中で運用していく部分でございますので、事業者がどう対応を取るかによって、私どもでもその申請内容の確認はアナログで確認していくようになるのかと思っておりますので、今回改正する基準が適用されるのは、事業者に対しての適用になってきますから、その確認というのは、我々はこの事業者からそれに該当する書類が出てくれば、その確認は我々はアナログでするしかないんですが、事業者にとっても例えば保護者から出された書類の確認等必要な部分は、最終的には職員とか、事業所の職員のみでしっかり確認するものになるんだろうと思っております。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 連携施設の確保の緩和の部分で、現状2園というお話がありましたけれども、この2園が連携施設の確保の点で、例えば5年から10年になったというところであったり、そこから主にというところがありますけれども、この改正についてはどうか、現状の2園については、連携施設を確保した上での開園なので、この条例改正については、特に影響はないという解釈でよろしいのかどうか教えてください。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今、委員がおっしゃったとおり、今回該当すると申し上げた2園につきましては、開設の段階で連携施設については提携しておりましたので、今回の改正については影響ございません。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 そうすると、今後もし小規模なり家庭的なりが開園されるときには、影響していく可能性があるというところだと思うんですが、連携施設の緩和について、開園しやすくなるという一方で、条件付で連携施設を確保しなくてもいいとか、緩和が行われるということは、一方で質がどうなんだという話にはなりかねないなというところがあるんですが、現状町の姿勢としては、連携施設というのは、確保した上での開園というのが前提という考えなのか、それとも、この条例改正によって確保しなくてもよくなるので、その辺は柔軟に見ていくという姿勢なのか、その点を教えてください。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今回のこの基準の改正は、あくまで今おっしゃった部分は、連携施設の部分でございますので、保育の質等に関しては、また職員配置ですとか、別の要因になってくると考えております。ですので、今後もしそういう開設を考えている事業者等が出た場合につきましては、柔軟な対応という形で当然この基準に従った形で運用してまいりたいと思っております。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 柔軟な姿勢というのは、今回改正した中の例えば詳細説明の⑧ですかね。町長

が適当と認める者については、連携施設の確保をしないことができると、なので、連携施設を必ずしも確保しないで開園ということについてもあり得るといえる考えなのか、最後に教えてください。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 おっしゃるとおりです。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 ちょっとややこしくなっているのでお伺いしたいんですけども、本会議場でも吉田議員が質問したんですが、要は事業者に対しては全く影響がなかったと、読んでいるとそんなに影響はないのかなと思うんですけども、漏れがあったことによって影響がないのは事業者であって、ユーザーにあったんじゃないかという話なんですけど、このことに関しては特段ユーザーが不利益を被るようなことは一切なかったという認識でよろしいのかお聞かせください。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今ご質問いただいたのは、例えば電磁的記録とか、その部分のことでよろしいでしょうか。今回電磁的記録のことに関しましては、冒頭申し上げたとおり、内閣府令の改正があったのが8月2日付で、その公布の日からということですので、それを受けて町の基準を改正しているところでございますので、その間の書類のやり取りに関しては、どの程度のものがあつたかというのは承知しておりませんが、基本的にはできる規定ですので、現状では不利益という形のものではないと認識はしております。

【岸本委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうすると、多少ラグはあつたというものの、恐らくほとんどなかつただろうということの中で今の回答があつたと、特にデジタル化が進んでいく中で、ユーザーの年齢的には当然デジタル世代だと思えます。その世代が少しでも、言い方はどうなんだろうな、楽ができるとか、煩わしさをどんどん排除していくような形で様々なことができるような形にしていこうという国の考えもありますけども、どうしてもよく分からなかつたのが、絶対的にユーザーたちに本当に不利益がなかつたと、不利益がなかつたであろうという読みですけども、この辺が僕にとっては、ちょっとどうなのかな、その読みのところはどうなのかなと思うんですけども、今後このようなことは可能な限りあらかじめスタートと同時ぐらいの感覚でやっていただければいいと思うんですけども、どうでしょうかね。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今回のデジタル化の部分に関しましては、今申し上げたとおり、ここで省令が変わつたということ踏まえてのもので、これは次の議案の関係にもなってしまうんですが、関連がある基準の条例になっておりますので、特定地域型保育事業と言つてる部分の対象が次の議案になっている家庭的保育事業等と重複しておりますので、そういう意味で言うと、そちらの関係の厚生労働省令は、実は3月に改正がされていいたので、今、横手委員がおっしゃっているように、例えばそちらの適用が先に改正されていけば、適用できたんじゃないかというお話があるのも事実だと思います。ただ、国もパブリックコメント等での回答の中でも言っていることですが、先ほども私も申し上げているとおり、できる規定になりますので、これを受けて事業所が必ずそうしなければならないというもので

もないので、そうすると事業所がそれに対処するかしないかという問題も出てきます。

それから、本会議場で吉田議員がご質問されていたのは、たしか現況届という言葉だったと思うんですが、現況届に関しては、実は今回改正しようとしている2つの基準とは、対象になるルールが、基になるルールが違ってまして、現況届等については、保護者が町に提出したりする書類になりますから、それは子ども・子育て支援法の施行規則の中で対応するものになってきますが、実はそちらの施行規則に関しても、8月2日の内閣府令で同様の変更がなされておりますので、その部分に関しては、今度町がどういう対応を取っていくかということになってくると思います。ただ、そこに関しては、今この時点ですぐ町としてもデジタル化に対応するように切り替えますということを、今この場で明言がしづらい、ただ、方向性としては、横手委員がおっしゃったように、国もデジタル化を推進しているという状況の中でいくと、遅かれ早かれ対応というのは何かしら考えていかなきゃいけないだろうし、必要になってくるものだろうとは認識はしております。

【岸本委員長】 横手委員。

【横手委員】 丁寧な説明ありがとうございました。一番実はその言葉が欲しくて質問させていただきましたんですが、デジタル化をこれから進めていく中で、なかなか取り組めないところもあるのは十分分かっています。ただ、可能な限り早く取り組んでいくということを多分推し進めるための法律改正なり条例改正になっていくのかなと思っておりますので、そこをしっかりと念頭に置きながら、今後デジタル化というところ、それと利用者の利便性向上というところに心がけていただければと思います。これは要望で結構でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 今回の改正が、前段でも待機児童解消のための緩和であるというようなこともおっしゃっていましたが、例えば新旧対照表4ページ、町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に関わる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合とか、続いて5ページでも、町長は、次のいずれかに該当するときはすることができる、割と町長による判定といいますか、判断というところが結構今回の条例改正に載ってきているかなと思ひまして、この町長の判断基準というものは一定のものは何か存在するのでしょうか。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 町長がということになっているのは、家庭的保育事業、特定地域型保育事業は町が認可するものですので、町長がという裁量が非常に多くなっていると思います。判断基準といいますか、例えば著しく困難とかというのは、国のつくりの中では例えば離島ですとかということだったり、あるいは町のパターンでいうと、これ以上受け入れる余裕が連携施設になるべき特定教育・保育施設側に空きがないとかという状況というのが考えられるかと思ひますので、判断基準とすれば、そういったところになってこようかと思ひます。

【岸本委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 今、結果はおっしゃっていただいたかなと思ひますが、特に5ページ、4の(2)ですね。連携施設の確保が著しく困難であると認めるときというようなところに今触れていただいたかな

と思うんですが、例えば確保が、事業者側がなかなか確保できませんと町に言ってきた際に、町でも、こういう事業者と連携することができるんじゃないですかというマッチング的なことというのは行っていくのでしょうか。どうなんでしょうか。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 町としても待機児童をできるだけなくしていきたいという中で、保育所等にもできる限り受入れをお願いしている部分もある中で、その中で申出として受入れの要素が枠が厳しいとかという話になったところで、そこでマッチングをまた事業者と間に入ってするというのは、非常に厳しい部分もあろうかなと思います。ただ、保育所の入所の判定をしていったりする中で、連携施設を設けているところに関しては、その連携先には入所の枠を設けたりとかという町長が措置を講ずるといような部分はしておりますので、あらかじめ調整していただいた中で連携先が見つければ、そこに対しては枠を入所に当たって設けておくということはしていますので、新しく事業者が開設するときにマッチングみたいな形は難しいですが、実際に3歳を迎えるときに入所する子がいる施設に関しては、逆に連携をそうやって取っておいていただければ、入所の判定の中では枠は設けているといようなことにはなっておりますので、入れないということにはならない、そういう形にはしてあります。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

橋本副委員長。

【橋本副委員長】 それでは、質問いたします。先ほどの佐藤（正）委員の質問と多少かぶる部分があるかと思うんですけれども、今回待機児童の解消、緩和策ということで条例の変更ということで、冒頭でもお話ししていただいておりますけれども、01の2ページの4番の連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たす場合は、小規模保育事業と連携協力として確保することをもって代替保育の提供に代えることができるということで、書かれておりますけれども、今後代替保育の提供に代えたことによる、現状は問題ないということですが、代えたことによる予想される課題とか、そういうものがあればお聞かせいただければと思います。それが1点と、あと5番目の確保を不要とすることができるということも出ておりますけれども、今後そのような、特にこれも同じく予想されるような課題等があればお聞かせいただきたいと思います。第42条第4項第1号は、その他の様々な施設等との密接な連携に努めなければならないといような内容かとは思いますが、そういったことを踏まえまして、これからのことなので、見えない部分があるかと思えますし、規制緩和というところで、その時に対応しなければならない部分というのが出てくるかと思うんですが、もし現時点でそういった推測される点があればお聞かせいただければと思います。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 2点いただいたんですが、お答えとしてはまとまったようなお答えになってしまうかもしれないんですが、連携施設に代えて連携協力者の確保というところで対応した場合、連携施設に求められている要素としては、代替りの保育をすることだけではなくて、例えば特定地域型保育事業者等にアドバイスですとか、指導とか、そういったことも求められている部分がございます。ですので、連携施設を確保しないとといったときに、もし懸念されるとすれば、特定地域型保育事業者が例えば経験が未熟だったりした者が開設した場合に、アドバイス等がなかなか受けられないこともあり得

るかなということは考えられます。

【岸本委員長】 橋本副委員長。

【橋本副委員長】 そうしますと、アドバイスに関しては、担当部署といたしますか、それはそういうところがあるんでしょうかね、きちんと指導できるような。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今町では保育コンシェルジュを導入しておりますので、本来保育コンシェルジュの業務というのは、なかなか保育所に入所できないといったところで、どういう施設がありますよ、どういう園がありますよということをご紹介したり、対応、アドバイスしたりするのが仕事ですけども、経験として保育所の保育士であったことを要件として求めていますので、そういう意味からすると、経験に基づきながら例えばそういう地域型保育事業所に対してアドバイスをしていくということは可能かなと思っております。

【岸本委員長】 橋本副委員長。

【橋本副委員長】 保育コンシェルジュの方が担当されるということは分かりました。最後に、10年間猶予するというようなことが記載されておりますけれども、猶予期間ということで経過措置10年と出ておりますけれども、この間にも何か具体的な取組とか、そういうことを期間中に町としてお考えがあれば、それをお聞かせください。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 恐れ入ります。ご質問の趣旨がまだよく理解できていなくて申し訳ありません。

【岸本委員長】 じゃ、もう一度。

【橋本副委員長】 7番の連携施設の確保が著しく困難で、必要かつ適切な支援を行うことができる、町が認める場合は、連携施設の確保を猶予する経過期間を10年間ということで、ここに記載されていると思うんですけども、その間に連携施設を確保するなり、そういった何か町としての具体的な取組みたいなのが、10年間ということですので、その中であればお聞かせいただければと思ったんですが。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 大変恐縮でございますが、5年が10年に延びたというのは、開設しようとする事業者が連携施設の確保をしなくていい期間が延びたということですので、その間に町に何ができるかという部分につきましては、先ほどマッチングのお話もありましたが、その部分も含めて、町としては間に入って何かをするという部分は考えておりませんので、連携施設先として確保された場合に関しては、保育所入所の判定の中では枠は設けることは可能ですし、そういったように努めていくものと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第49号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、引き続きまして、付託議案2、議案第49号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。こちら48号同様、厚生省令の改正を踏まえて、しかるべき時期に改正していなければならなかった内容を含んでございます。今回の上程になったことにつきましては、また改めておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、宮崎子育て支援課長よりご説明申し上げます。

【岸本委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 それでは、議案第49号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明させていただきます。本会議での部長の説明と重複する部分につきましてはご了承願いたいと思います。

今回の条例一部改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が本年3月23日に公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める町の条例に所要の措置を講ずるもので、合わせてこれまでの厚生労働省令の一部改正の内容で反映されていない部分がありましたので、所要の措置を講ずるものでございます。

議案48号同様、本来であればしかるべき時期に改正していなければならなかった部分につきまして、今回の議案上程となりましたことを改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。タブレットの資料02-2の参考資料、寒川町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要についてをご覧ください。

今回の改正内容につきましては、大きく2つございまして、1つは、本年3月23日に公布された厚生労働省令の内容としまして、デジタル化の推進に伴い家庭的保育事業者等が記録作成等を行うもので、書面等によることが規定、または想定されているものについて、事業者の業務負担軽減等を図る観点から電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するというもので、資料の改正の概要①がこれに該当いたします。

もう一つは、これまでの厚生労働省令の内容としまして、主に家庭的保育事業等の実施に当たり事業者に求められている保育所等との連携に関するもろもろの規定について、待機児童解消を促進する観点から様々な緩和を図る内容とするもので、そのほかに字句の整理など所要の整理を行うものでございます。資料の改正の概要②から⑨がこれに該当いたします。

それでは、合わせてタブレットの資料02-1、15分の7ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。目次の改正は、国の基準に対して電磁的記録に関する内容が雑則として新たな章立てで加えられたことから、町の基準においても、同様に第6章として第49条を内容とする雑則を加えるものでございます。

次に、第5条の改正は、次の第6条に新たに第2項から第5項までを加えることに伴い、「次条第2号」を「次条第1項第2号」と改めるものでございます。

続いて、新旧対照表1ページから2ページにかけての第6条の本文の改正は、同条に新たに第2項から第5項までを加えることに伴い、「第3号」を「以下この条」に改め、条文の整理を図るとともに、

第1号から第3号までの事項について、連携施設を確保しなければならないことに関して、国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、第1号及び第2号の事項とする旨を加える改正でございます。

次に、2ページの第6条第1項第2号の改正は、代替保育という用語の定義として同条中で使われる場合は同じ定義とする旨の、また同じく第3号の改正は、利用乳幼児という用語の定義を同条に新たに加える第4項第1号で使う場合も同じ定義とする旨のそれぞれ条文の整理でございます。

次に、改正案の第6条第2項の改正は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合に、代替保育について連携協力を行う者との役割分担及び責任の所在が明確化されていることと、連携協力を行う者の本来業務遂行に支障がないことの両方を満たすと認めるときは、同条第1項第2号の代替保育の提供の規定を適用しないことができるという内容を加えるものでございます。

新旧対照表2ページから3ページにかけて、同じく第6条第3項の改正は、ただいまの第6条第2項における連携協力を行う者について、その代替保育の提供場所が、当該家庭的保育事業者等が保育を行う事業実施場所以外である場合は、小規模保育事業A型、もしくはB型、または事業所内保育事業を行う者とし、事業実施場所で提供される場合は、今申し上げた小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者とするという内容を加えるものでございます。

次に、同じく第6条第4項の改正は、児童福祉法に基づく保育所等の利用調整を行うに当たって、利用乳幼児の満3歳以降における教育、または保育の提供について町長が必要な措置を講じているときや、満3歳以降における教育・保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、当該家庭的保育の提供終了に際して引き続き連携施設において教育・保育を提供するよう定めた同条第1項第3号の規定を適用しないことができるという内容を加えるものでございます。

新旧対照表3ページから4ページにかけて、同じく第6条第5項の改正は、ただいまの第6条第4項の改正の第2号、連携施設の確保が著しく困難であるときについて、家庭的保育事業者等は同条第1項第3号の事項に係る連携協力を行う施設、または事業所として企業主導型保育事業に係る施設、もしくは地方自治体から運営費補助を受けている認可外保育施設で入所定員が20人以上のもの、または国家戦略特別区域小規模保育事業所で町長が適当と認める者を確保しなければならないという内容を加えるものでございます。

4ページに参りまして、第16条の改正は、第2項の食事の搬入施設として家庭的保育者の居宅において家庭的保育事業を行う場合に限り、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、その業務遂行能力や乳幼児の発達段階、健康状況に応じた食事の提供、アレルギーへの適切な配慮等について適切に応じることができると町が認める者を新たに第3号として加えるものでございます。

次に、新旧対照表4ページから5ページをご覧ください。第18条の改正は、国家戦略特別区域法の一部改正により小規模保育事業が特区メニューに追加されたことに伴い、第6号において、国家戦略特別区域小規模保育事業者の利用定義について字句を追加するものでございます。

続きまして、第29条と第31条の改正は、ただいまの第18条と同様の理由により、いずれの条も第2項第3号において、「又は特区法第12条の4第1項」の字句を追加するものでございます。

6ページをご覧くださいまして、第37条の改正は、母子家庭等への居宅訪問型保育の提供について、

保護者の疾病や障害等により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を追加するものでございます。

次に、第45条の改正は、第6条に第2項から第5項までが追加されたことに伴い、第1項本文において「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改めるものでございます。

続いて、改正案の第45条第2項の改正は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者に関し町長が適当と認める者については、連携施設の確保をしないことができるという内容を加えるものでございます。

新旧対照表の6ページから7ページにかけてご覧ください。改正案の第6章雑則につきましては、先ほど申し上げたとおり、本年3月23日の厚生労働省令の改正に伴い、国の基準に新たに電磁的記録に関する内容が新しい章として加えられたことから、同様の内容を第49条として加えるものでございます。

第49条の改正は、家庭的保育事業者等及びその職員が記録作成等をするもののうち、この条例の規定で書面により行うことが規定、または想定されているものについては、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができるという内容を加えるものでございます。

7ページをご覧ください。制定附則の第1条の改正は、国の基準に合わせて施行の日の後に「（以下「施行日」という。）」を加え、字句の整理を図るものでございます。

次に、制定附則の第2条の改正は、ただいまの制定附則第1条の改正に伴い、「（以下「施行日」という。）」を削り、新たに加える第2項において施設等という用語を使用することから、その字句を加え、国基準に合わせて「施行日以後」を「施行日後」に改め、ただいま申し上げた「（以下「施行日」という。）」の整理を図ったことに伴い、「施行日から」を「この条例の施行の日から」に改めるものでございます。

続いて、8ページをご覧ください。改正案の制定附則第2条第2項の改正は、条例制定時の経過措置として同条第1項において、家庭的保育事業等の食事の提供について、事業所内での調理義務や衛生的な調理設備の設置等の規定を適用しないことができる期間を5年としているところを、家庭的保育事業については、事業所内で調理するために必要な体制確保の努力義務を課しつつ10年とするという内容を加えるものでございます。

続いて、改正附則第3条の改正は、条例制定時の経過措置として、家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる場合やその期間について定めているところでございますが、先ほど改正案第45条第2項で連携施設の確保をしないことができるとした特例保育所型事業所内保育事業者をこの条での家庭的保育事業者等から除く旨を加え、経過措置の期間をこの条例の施行の日から起算して10年に改めるものでございます。

最後に、改正附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【岸本委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

天利委員。

【天利委員】 1点だけお聞かせください。居宅訪問型の提供についてでございますが、ここは保護者の疾病とか、障害というところがございまして、ここのどういう方々が対象になるのか、また誰がこ

の判断をされるのか、その2点を、すみませんが、教えてください。

【岸本委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 今お話がありました居宅訪問型の保育事業で受入れをする保護者が疾病、疲労その他身体上、精神上、もしくは環境上の理由によりというのは、町でお申込みを受けまして、そういった内容を例えば診断書なり、あとは同じ子育て支援課にいられる保健師さん等にご相談があった場合などを検討させていただいて、その結果、判断させていただくということになると考えております。

以上です。

【岸本委員長】 天利委員。

【天利委員】 分かりました。大体的内容は分かったんですが、基本的には町が申請を受けて、町で判断されるというお話だったかなと思うんですけども、そういったときに例えば疾患とか、障害ですと、障害手帳とかいろいろとあるかと思うんですが、疾病だと、かかりつけのお医者さんの、証明書というんじゃないんですけれども、そういったものを踏まえて町が判断されるというところでよろしいでしょうか。それとあともう一つは、ひとり親なのか、ご両親がこういった疾病の手帳とかを持っている場合とか、そういったときの制度の活用というんですかね。両親なのかひとり親なのかというところで、こういう居宅の関係が使えるのが使えなくなったり、使えたりとか、もっと制度が大きな形で両親がこういう形であれば使えるとか、そういうことはあるんでしょうか。

【岸本委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 おっしゃるとおり、かかりつけのお医者様の診断書なり、障害手帳なりを確認させていただいて、入所の判断をさせていただきます。あと両親であるかとか、ひとり親であるかについても、戸籍謄本とか、そういったものをご提出いただいて、ひとり親であるかどうかの確認をした上で判断をさせていただきます。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 この1つ前の条例とかなり重複する部分はあるかと思うんですが、その中で全く重複してこないのが、7番の調理業務、自宅調理だったり、自園調理だつたりのところなんです、外部搬入であったり、この部分というのは、現状町だと恐らく1業者ですかね、家庭的保育は。その事業者については、何らかの影響が生じるのかということと、あともう一点、居宅訪問型保育の改正もあるんですが、現時点では居宅訪問型保育というのは、町の中で利用というんですかね、されていることはあるのかどうかということ、3点目が、こちらについても連携施設の確保の緩和というところが出てきているんですけども、先ほど聞き方があれだったかもしれないんですが、町の姿勢として、今回家庭的保育が新たに仮に開園される時、町の姿勢としては、前提としては連携施設は確保してくださいという前提なのかということと、あとは、これは平成29年5月の本会議の議事録を見たところなんです、その連携施設を確保するに当たって、ある程度の受入型の施設に対して働きかけだったり、調整だったりしていくという答弁があったんですけど、確認できたんですけども、そういったことは、もし仮に連携施設がなかなか難しいよとなったときは、ある程度の調整というのはしていくのかどうかとい

うところを教えてくださいたいと思います。

【岸本委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 1つ目のご質問で家庭的保育事業についての給食についてなんですが、ただいま寒川町内にある家庭的保育事業については、子どもと扉という施設がございます。そちらについては、マンションの一室でやっている施設なんですけども、きちんと保育士さんが調理を行って、調理室というか、台所がありますので、そちらで調理をし、子どもたちに提供しているところです。

あと、2番目のご質問で、居宅訪問型事業について、町が認可している居宅型の訪問事業というのは、今はございません。認可外については、居宅型訪問事業というと、一般的に言われているベビーシッターという形になるんですけども、認可外のベビーシッターについてはございますが、町が認可している居宅型の訪問事業は今のところございません。

以上です。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 3点目の連携施設の関係でございます。先ほど前の議事の中では、あまり事業者の間に入ってということは考えていない旨の答弁をしたところでございますが、今ご質問の中でおっしゃられたようなこともございますので、一義的にはまず町としては連携施設は用意していただきたいというようなスタンスも持っております。基準としては、書きぶりとしては、猶予がございますので、どうしても用意できない場合については、そこは猶予していくものだろうと思っております。

過去の本会議の答弁のこともおっしゃられた部分もございます。ある程度の調整といいますか、間に入るような部分というのは、若干は生じてこようかとは思っております。

以上です。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 言葉のあれかもしれないんですけども、今最後の点ですね。開園のときに調整はしていくというお答えをいただいたところですけども、なので、仮に家庭的保育が開園時に連携施設を設定することができなかった、そこから10年間については猶予の期間がありますけれども、当然その中で連携施設、受け入れる側の状況というのも10年間で当然変わってくると思うんですね。そうした状況が生じたときに、仮に連携施設を設定することができなかった家庭的保育の事業者から町に対して、例えばこの状況がどうなっているんだとか、あそこの施設はもしかしたら受入れできるんじゃないですよみたいな、そういったような相談とかがあった場合というのは、しっかり対応を町としてしていく姿勢なのか、その点だけお答えいただきたいと思います。

【岸本委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、お答え申し上げる前に、10年という部分のどこから10年かというところですが、これは家庭的保育事業等の条例の施行の日から10年ですので、日付的に申し上げますと、令和7年3月31日までがこの10年に当たる期間になっております。その間にも連携施設の関係で事業所等からも申出があった場合については、町としても調整というのは必要に応じて対応してまいりたいと思います。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第48号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。これより議案第48号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。これより議案第49号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時01分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年11月26日

委員長 岸 本 優